

公立大学法人広島市立大学固定資産管理規程

平成22年4月1日

規程第66号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 取得（第11条—第13条）
- 第3章 管理及び処分（第14条—第18条）
- 第4章 会計処理（第19条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学会計規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第5号。以下「会計規則」という。）第42条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の固定資産の管理その他必要な事項を定めることにより、固定資産の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程における固定資産の範囲は、次に掲げる有形固定資産及び無形固定資産とする。

- (1) 有形固定資産 土地、建物及び附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、図書、美術品及び收藏品、船舶、車両運搬具、建設仮勘定その他の有形資産で流動資産又は投資その他の資産に属しないものをいう。
 - (2) 無形固定資産 特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、電話加入権その他これらに準ずる資産をいう。
- 2 図書を除く償却資産については、1個又は1組の取得価額が50万円以上で、1年以上使用が予定されているものを固定資産として計上するものとする。ただし、広島市からの出資資産については、この限りでない。
 - 3 図書の管理については、別に定めるところによる。
 - 4 固定資産に係る事項については、別に定める場合を除き、この規程の定めると

ころによる。

(管理物品)

第3条 前条の固定資産に属さない資産のうち、第1条に規定する目的に基づいて管理されるべき資産については、管理物品として管理台帳を設け、固定資産に準じた取扱いをするものとする。

2 管理物品の範囲は、1個又は1組の取得原価が10万円以上50万円未満の資産で、1年以上使用が予定されているものとする。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 固定資産及び管理物品（以下「固定資産等」という。）を購入、製作、寄附、交換及び出資等により所有し、又は占有することをいう。
- (2) 改良 既存の固定資産に、その運用に必要な工作を施し、当該資産の価値及び能力を増加させることをいう。
- (3) 保管 固定資産等の使用目的に沿って的確に維持することをいう。
- (4) 移管 資産管理者の間において固定資産等の所属を変更することをいう。
- (5) 処分 固定資産等を売却し、交換し、廃棄し、又は贈与することをいう。
- (6) 除却 処分された固定資産等の登録を抹消することをいう。

(資産管理者)

第5条 資産管理者は、所管する固定資産等の管理に関し、次の業務を行う。

- (1) 固定資産等の使用状況の把握
 - (2) 固定資産等の維持及び保全
 - (3) 固定資産等の貸付け及び処分等の状況の把握
 - (4) 固定資産台帳の整備
 - (5) 毎事業年度ごとに次条に規定する使用責任者に有形固定資産の現物確認を行わせ、結果を総括すること
- 2 資産管理者は、別に定める。

(使用責任者)

第6条 使用責任者は、所管する固定資産等について、これを教育研究活動その他法人の業務運営に有効に使用させるよう努めなければならない。

2 使用責任者は、固定資産等の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守し、日常

管理に当たらなければならない。

- (1) 保管及び使用の状況を明らかにすること。
- (2) 軽微な修繕を行うこと。
- (3) 火災、盗難、滅失、破損等の事故防止のため必要な措置を講ずること。
- (4) 有形固定資産の現物確認を実施し、報告を行うこと。
- (5) 固定資産等の適正な使用を確保すること。

3 使用責任者は、別に定める。

(使用者の義務)

第7条 固定資産等を使用する者は、使用責任者の管理監督のもとに、善良な管理者の注意義務をもって、使用しなければならない。

(固定資産台帳の整備等)

第8条 会計規則第39条に規定する資産管理責任者は、次に定めるところにより固定資産台帳を整備するものとする。

- (1) 固定資産台帳は、別表の資産区分により分類整理する。
- (2) 固定資産台帳は、取得、移管及び除却等を明確にするため、随時補正、整理しなければならない。
- (3) 固定資産等の保全管理のため、必要に応じて、資産管理ラベルを発行し、又は当該固定資産等に係る図面、写真等を整備するものとする。

(登記)

第9条 資産管理責任者は、登記の必要がある固定資産については、関係法令の定めるところにより、取得後速やかに登記手続を行わなければならない。

2 資産管理責任者は、前項の登記の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の手続を行わなければならない。

(保険)

第10条 資産管理責任者は、必要と認める固定資産に損害保険を付保することができる。

第2章 取得

(登録)

第11条 固定資産等を取得したときは、資産管理責任者は、速やかに当該固定資産等を固定資産台帳に登録しなければならない。

2 固定資産等の取得に当たっては、資産管理責任者は、資産管理ラベルを取得し

た固定資産等の現物に貼付しなければならない。ただし、土地、建物、建物附属設備、構築物、建設仮勘定及び無形固定資産その他で、当該固定資産等の性質から貼付の必要がないもの又は貼付ができないものについては、この限りでない。

(取得価額)

第12条 固定資産等の取得価額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 購入した資産 購入代価及び付随費用
- (2) 製作した資産 適正な原価計算により算定した製造原価
- (3) 寄附及び出資により取得した資産 時価等を基準とした公正な評価額
- (4) 交換により取得した資産 交換に提供した資産の帳簿価額
- (5) 改良又は修繕による場合 改良又は修繕に要した資本的支出の額

(寄附の受入れ及び交換)

第13条 固定資産等の寄附を受け入れ、又は交換する場合は、別に定める手続を経なければならない。

第3章 管理及び処分

(移管)

第14条 固定資産等を移管する場合は、移管先の資産管理者及び移管元の資産管理者は、移管の協議を行わなければならない。

- 2 移管先の資産管理者は、固定資産等の移管後、速やかに資産管理責任者に報告しなければならない。
- 3 資産管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく固定資産台帳を修正しなければならない。

(貸付け)

第15条 固定資産等は、法人の業務に支障がないと認められる範囲内において、他の者に対し貸し付けることができる。

- 2 固定資産等の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

(処分)

第16条 固定資産等は、業務に必要ななくなったとき、又はやむを得ない事情があると認められる場合には、処分することができる。

- 2 固定資産の処分の決定は、理事長が行う。

(亡失等の報告)

第17条 資産管理者は、所管する固定資産等について、滅失、破損又は盗難の事実を発見したときは、資産管理責任者に速やかに報告するとともに、現況を調査し、業務上の障害の発生又は損害の増大等の防止に努めなければならない。

2 資産管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、軽微なものを除き、速やかに理事長に報告しなければならない。

(除却)

第18条 資産管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに資産管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 災害又は盗難等により滅失したとき。
- (2) 処分を行い、所有権が消滅したとき。
- (3) 陳腐化し、又は不適応化して使用を廃止したとき。

2 資産管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに当該固定資産等の除却を行わなければならない。

第4章 会計処理

(資本的支出及び修繕費)

第19条 改良又は修繕に係る支出のうち、固定資産の価値又は能力を向上させ、又は耐用年数を延長するために要した支出を資本的支出とし、これを当該固定資産の価額に加算するものとする。

- 2 固定資産の維持管理又は原状回復のための支出は、修繕費として処理する。
- 3 前2項の規定の適用については、法人税法（昭和40年法律第34号）の定めに基づき準拠するものとする。

(建設仮勘定又はソフトウェア仮勘定)

第20条 固定資産の取得の目的をもって、前もって支出する費用は、建設仮勘定又はソフトウェア仮勘定により整理する。ただし、当該固定資産が使用開始の状態に至ったとき、遅滞なく該当する勘定科目に振替整理するものとする。

(減価償却の方法)

第21条 償却資産における減価償却の開始は、その固定資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。

- 2 減価償却の計算方法は、定額法による。
- 3 有形固定資産の残存価額は備忘価格（1円）とし、無形固定資産は0円とする。

- 4 減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法の定めるところによる。ただし、受託研究費等により特定の研究目的のために取得した償却資産（汎用性のあるものを除く。）については、当該研究終了までの期間を耐用年数とし、中古資産を寄附等により取得した場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める簡便な方法により耐用年数を算出するものとする。

（評価減）

第22条 予見することのできなかつた技術の進歩等の外的事情により、固定資産が著しく減価したときは、臨時的に減価償却を行わなければならない。

- 2 災害、事故等の偶発的事情によって固定資産の実体が滅失した場合には、その滅失部分の金額につき、当該固定資産の帳簿価額を減額しなければならない。

（減損）

第23条 経理責任者は、毎事業年度ごとに「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」等に従い、固定資産の減損の要否を検討しなければならない。

（現物確認）

第24条 資産管理者は、有形固定資産について、原則として、毎年定期的に、当該資産の現物確認を行い、管理状況の適否及び帳簿記録の正否を確かめなければならない。

- 2 資産管理者は、前項の現物確認を使用責任者に行わせることができるものとする。
- 3 資産管理者は、固定資産台帳と現物の照合に差異を認めるときは、その原因を調査し、資産管理責任者に報告をするとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとする。
- 4 第1項に定めるほか、資産管理責任者が必要と認めるときは、資産管理者に随時現物確認を行わせることができる。

第5章 雑則

（借用資産）

第25条 法人が借用する固定資産については、法人の固定資産に準じた取扱いをすることとする。ただし、一時使用については、これを省略することができる。

（委任）

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理

事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）資産区分

大区分	小区分
有形固定資産	土地
	建物及び附属設備
	構築物
	機械装置
	工具器具備品
	図書
	美術品・收藏品
	車両運搬具
	建設仮勘定
	その他有形固定資産
	無形固定資産
借地権	
商標権	
実用新案権	
意匠権	
著作権	
ソフトウェア	
ソフトウェア仮勘定	
電話加入権	
その他無形固定資産	